

■ はじめに

これまでの都市計画では、道路網、上下水道等都市機能の整備や規制誘導に重点がおかれ、都市の表現（都市を美しくする、景観を向上させる）という面についての取り組みが弱かったといえる。私達の住む地域が快適なまちであるかどうかは、単に利便性や安全性に恵まれているかどうかだけではない。都市景観が都市の計画的形成の重要なポイントとしてクローズアップされてきた今日、都市計画行政側からの都市景観に対する位置づけや指針の確立が必要である。

■ 神戸市における取り組みと課題

これまでの神戸市での都市景観形成施策を列記すると次のようなものがある。

(1) 47年→神戸市建築協定条例及び神戸市環境条例の制定。

48年→神戸港カラー作戦、みどり・彫刻の道整備、東遊園地の緑化整備

49年→環境条例による文化環境保存区域と保存樹木・樹木の指定、第1回建築文化賞発表

50年→五色塚古墳公園の整備

51年→市民公園条例の制定、同条例による市民公園・市民の森・市民の木指定、兵庫駅前線の線道整備、ポートアイランド北公園整備

(2) このような施策と共に、神戸市の最高理念であり21世紀に向けての基本姿勢を示した神戸市の基本構想においても「緑と、心のふれあいと、生きがいのまちこうべ」という言葉を旗じるしにしており、また基本計画においても特に都市空間計画をたて、市民がよりよい環境のもとで、安心して住み、働き、憩うことができる人間都市の実現を目指すものとしており、そのための4つの視点を示している。

①生活の安全が保障されるまちづくり→公害の防除、災害の防止、危険物の除去などに努める。

②ヒューマン・スケールを大切にすまちづくり→生活感覚を大切に、人間味あふれる生活空間を創

造する。

③都市機能と魅力を高めるまちづくり→神戸都市圏の中核として神戸がもつ機能、役割をより高め、神戸らしさを大切に育てていく。

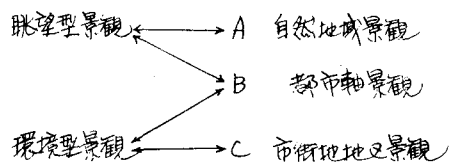
④地域性を生かしたまちづくり→自然、文化、歴史などの多様性を生かし、地域の魅力を高めていく。

(3)文化方は昭和50年に、文化財保護法を改正して、伝統的建造物群保存地区の制度化を行なった。この制度は、伝統的建造物群と一体となって歴史的な景観を形成している周囲の環境まで含めて保存しようとするもので、文化財の概念が環境整備の分野まで広がってきたことを示している。神戸市においても、50年度に、異人館のある北野山本地区とその制度により調査し、神戸市はもろろんのこと市民においてもその重要性についての認識が高まってきている。

(4)このように、神戸市においても、景観形成に対するいろいろの動きがあるが、まだ個々別々に施策が進められており、その総合化が望まれている。そのため、神戸市においては、都市景観審議会を設け、神戸市の都市景観のあり方及びその方策について審議を進めている。

■ 神戸市における都市景観の類型と課題

神戸の市街地は南北に海と山にはさまれ、海・坂・山の特徴ある地形・風土となっている。このことは、南北方向で海と山との遠景、市街地山手の中景、地区内・主要幹線道路・河川での近景とが相互にかかわり合う特色を持っている。特に眺望型景観は、神戸市街地における景観の特色といえよう。この眺望景観が昨今のマンション建設により破壊されつつあり、都市計画行政としても一般市民が多く集まる公的場所からの眺望については、何らかの方策が必要と考える。



■ 歴史的街区保全

(北野山本地区の調査について)

神戸市街地の中で数少ない神戸らしい雰囲気を感じる北野山本地区について、北野山本地区伝統的建造物群保存調査会より、その良好な都市空間を維持し展開していくための基本的な考え方がお示されている。

- (1) 異人館をはじめとする既存のすぐれた遺産を受けついでいくこと
- (2) 住居地としての日常生活の安全、利便及び快適な環境整備をすすめること
- (3) 神戸らしさ、北野らしさのあるゆる町づくりを継ぎついでいくこと

これら三つの柱の具体化にあたっては、この地区に住む人々、市民及び行政当局の三者がこの地区の神戸における重要性を認識することが必要だとされている。

またこの三つの柱を具体化する方策として、次のような提案をしている。

I 景観保全地区

- (1) 地区の環境整備 → ①オープンスペースの整備、④歩道の整備、⑦道路交通体系の検討
- (2) 建築物等のあり方 → ③形態のみならず、①色彩、デザイン指導、⑤屋外工作物等に対する指導

II 伝統的建造物群保存地区

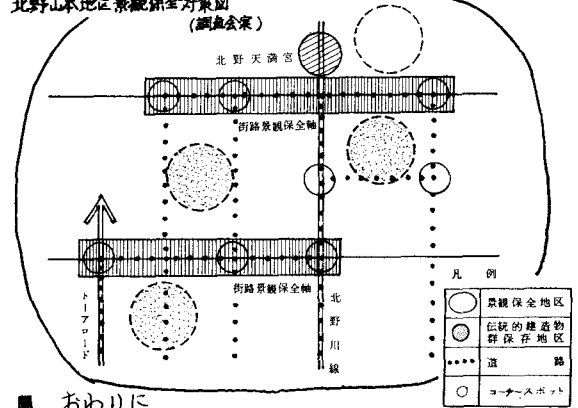
- (1) 地区内において望ましい伝統的建造物を特定する
- (2) 地区内の伝統的建造物等の修理、修繕事業に対する助成措置を講じる。
- (3) 地区内の保存事業のために必要な管理施設を設け、そのため適当な建築物を公有化して保存事業の核となるよう活用をはかる。
- (4) 地区内外の人々の利便のため、標識、説明板、その他必要なものを設置する。
- (5) 地区内の安全を保つため、防災上有効な施設の設置を検討する。

III 異人館の単体保存

異人館のうち特に重要なものは、伝統的建造物群保存地区と別個に重要文化財指定の促進を

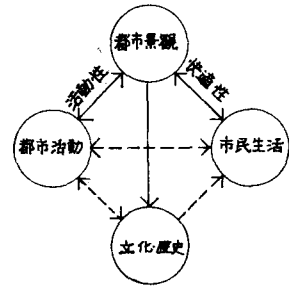
はかる。

北野山本地区景観保全対策図 (調査会案)



■ おわりに

都市景観計画というものは、単に物的計画構想のみならず、都市活動、市民生活、文化歴史など都市の諸側面との相互関係の中で位置づける必要がある。



また、都市景観の目標は ①都市の個性「神戸らしさ」の栄振、創造 ②生活環境の質的向上、であり、最終的には人間味豊かな生活空間、都市空間の創造である。

今後の検討事項としては ①神戸市における景観資源の保全、育成の方針 ②景観構成要素個々のレベルアップと相互の調和についての方針 ③市民的合意の方向 であろう。また、都市空間にはパブリックなもの、プライベートなものがあり、都市計画行政としてそのプライベートの領域に都市景観形成の問題からどれだけ接近していけるかが最も大きな要件である。

付記 本論については、神戸大学工学部の安田丑作氏の協力を得ていることを記しておきたい。